

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年8月30日(2022.8.30)

【公開番号】特開2021-49666(P2021-49666A)

【公開日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-016

【出願番号】特願2019-172659(P2019-172659)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/175(2006.01)

10

B 4 1 J 2/01(2006.01)

B 4 1 J 29/00(2006.01)

B 4 1 J 29/13(2006.01)

【F I】

B 4 1 J 2/175 3 0 1

B 4 1 J 2/175 1 3 1

B 4 1 J 2/175 1 1 3

B 4 1 J 2/01 3 0 1

B 4 1 J 29/00 T

20

B 4 1 J 29/00 A

B 4 1 J 29/13

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月22日(2022.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

30

【請求項1】

媒体の搬送方向と交差する幅方向に移動可能なキャリッジと、

前記キャリッジに搭載される記録ヘッドと、

前記記録ヘッドに供給される液体が収容されると共に、前記液体を補充容器から注入可能な注入口及び前記液体の液面の位置を視認可能な液面視認部を有する液体収容部と、

操作を案内する表示部と、

を備え、

前記液面視認部及び前記表示部は装置前面側に設けられ、前記表示部は前記液面視認部の上部に配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項2】

40

前記液体収容部を収容する収容ケースを有し、

前記収容ケースには前記液面視認部を視認可能にする開口が設けられ、

前記収容ケースの前記開口を含む前面と前記表示部の面とは、同一平面となるように配置されていることを特徴とする請求項1に記載の記録装置。

【請求項3】

前記装置前面側には、前記液面視認部に対して前記幅方向に配置される前扉が設けられ

前記装置前面を正面視した場合、前記前扉の端と、前記表示部及び前記収容ケースの前面とは同じ線上に配置されることを特徴とする請求項2に記載の記録装置。

【請求項4】

50

前記液面視認部及び前記表示部は、前記装置前面における前記幅方向の端部の一方に配置されることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 5】

前記媒体を排出する排出部をさらに有し、

前記液面視認部と前記排出部とは、前記幅方向において隣接して配置されることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 6】

前記媒体を給紙する給紙トレイをさらに有し、

前記液面視認部と前記給紙トレイとは、前記幅方向において隣接して配置されることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

10

【請求項 7】

前記媒体を排出する排出部と、

前記媒体を給紙する給紙トレイと、

をさらに有し、

前記排出部は、前記給紙トレイの上方に位置することを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 8】

前記媒体を排出する排出部と、

前記媒体を給紙する給紙トレイと、

をさらに有し、

前記搬送方向及び前記幅方向に交差する方向から見た場合、前記表示部の一部は前記排出部及び前記給紙トレイの少なくとも一方と重なることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

20

【請求項 9】

前記表示部における筐体の色は、濃系色であることを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 10】

前記液面視認部の色と前記表示部における筐体の色とは、同一の濃系色であることを特徴とする請求項 9 に記載の記録装置。

30

【請求項 11】

前記液面視認部及び前記表示部は、前記幅方向と交差する方向に前記装置前面から突出していることを特徴とする請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 12】

前記表示部はチルト可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 13】

装置本体に対して回動可能に取り付けられるスキャナー部をさらに有し、

前記表示部は、前記スキャナー部の端に取り付けられ、前記スキャナー部と一緒に回動可能であることを特徴とする請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

40

【請求項 14】

前記記録ヘッドに供給される液体は、前記液体収容部からチューブにより供給されることを特徴とする請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 15】

前記液面視認部及び前記表示部は、前記幅方向において、オーバーラップする領域を有することを特徴とする請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 16】

前記表示部は、前記幅方向において、前記液面視認部よりも長いことを特徴とする請求項 15 に記載の記録装置。

【請求項 17】

前記表示部は、前記幅方向と交差する方向に装置前面から突出していることを特徴とす

50

る請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の記録装置。

【請求項 18】

前記液体収容部には、ブラックの液体が収容されることを特徴とする請求項 1 ~ 17 の
いずれか 1 項に記載の記録装置。

10

20

30

40

50